

2023年8月3日

意見書

慶應義塾大学

村井純

1. デジタル田園都市国家構想の「先頭ランナー」の横展開の準備をすべき

デジタル田園都市国家構想では、牽引車となる自治体等の挑戦を応援して、その「横展開」を図っています。

先頭ランナーの良い事例が、他の都道府県に横展開するのは極めて効果的ですが、先頭ランナー自身に横展開の負担がかかると、せっかくの先導性にブレーキをかけることになりかねません。実った成果が広く認知され、先頭ランナー自身の負担は最小限で、より多くの横展開がすすめられるような、環境整備を確立してください。

2. 位置と高さのインフラを整備すべき

デジタル田園都市国家の推進には、我が国の国土に展開する新しいデジタル技術を利用して、行政業務が正確化、効率化、安全化、高記録化などをすすめるための多方面の規制改革が進められています。

ドローンや無人運転車による危険作業やインフラ点検に関する規制改革は、こうした改革の代表例です。

前回も述べましたが、これらを支えるためにも、衛星システムを利用したGNSS（いわゆるGPS）だけに依存せず、例えばドローンが衛星の電波を受けられない橋の下を飛行するときでも正確な位置と高さを測位できる、地上系の測位環境の整備を進めるべきです。

110番、119番のデジタル通信対応が進められる中、津波などへの災害対応や、消防士などの活動を強化・支援することにより、国民の安全性を高めるためにも、この新しい地上系インフラにおける測位基盤を整備してください。

3. デジタル社会を背景にした、死亡時の手続きや法に関する体制を整備する

死亡に関する離散的で複雑な、アナログ手続のデジタル化が課題となっています。引越などと同様の、マイナポータルを利用した対応が有効です。（米国では2019年7月に「電子遺言書法」(Electronic Wills Act)（雛形法）が登場し、電子媒体による遺言書の作成・保管の道が開かれました。しかし、あまり進んでいないようです。）

一方、私の周りでは、死後の電子メール、SNS、ブログなどのデジタルサービスアカウントのデータの扱いに関して、混乱が生じている事例が多々見受けられます。

そこで、私は、これらを、

A 群：現在の死後手続のデジタル化に関する課題

B 群：デジタル貨幣資産やNFTなどを含む、現行法でも相続に関するデジタルデータとしての資産の扱い

C 群：デジタルデータやアカウント（写真やメール、SNS、ブログなど）のように、従来の遺産相続関連で規定がない課題

の3つに分類して取り組むべきだと考えています。

以上